平成２１年（フ）第２３９５４号
東京都新宿区早稲田鶴巻町519番地
破産者　株式会社ラインテック
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９５５号
東京都練馬区下石神井２丁目32―８―202
破産者　松崎　成智
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０８２号
神奈川県横浜市戸塚区上柏尾町525番地１東戸塚グリーンハイツ414号
破産者　伊藤金属産業有限会社
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０８３号
神奈川県横浜市旭区左近山16―４―１―25―103
破産者　伊藤　勝啓
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０８４号
神奈川県横浜市旭区左近山16―４―１―25―103
破産者　伊藤かほる
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０８９号
東京都東村山市久米川町３丁目32番地25　伊藤マンション207
破産者　有限会社ハウスサポート
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０９０号
東京都東村山市久米川町３丁目32―25―207
破産者　須藤　　武
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１４９号
埼玉県川口市東領家４丁目13番12号
破産者　株式会社ユニファイ
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１５６号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目14番９号
破産者　ユニバーサル・ドリーム株式会社
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１７８号
神奈川県藤沢市稲荷１丁目９番18―14号
破産者　株式会社テニスビジョンジャパン
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１７９号
神奈川県藤沢市稲荷１丁目９―18―14
破産者　佐藤　隆浩
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１８０号
神奈川県藤沢市稲荷１丁目９―18―14
破産者　佐藤奈津子
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１８６号
神奈川県川崎市多摩区長沢１丁目27番６号
破産者　有限会社ウエステル
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１８７号
東京都杉並区下井草１丁目19―７―201
破産者　西尾　龍二
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２３１号
東京都中野区大和町３―９―12、住民票上の住所東京都板橋区高島平２丁目33―１―1106
破産者　林　　克己
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２９２号
東京都江東区扇橋３丁目１番７号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区佃島東１丁目26番地
破産者　東邦印刷有限会社
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２９３号
東京都大田区萩中１丁目10―８―201、開始決定時の住所東京都目黒区目黒本町５丁目24―15
破産者　紙谷　全亮
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２９４号
東京都大田区萩中１丁目10―８―201、開始決定時の住所東京都目黒区目黒本町５丁目24―15
破産者　紙谷　絹子
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３２４号
東京都武蔵野市境南町１丁目32―10
破産者　箱山　久男
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３４４号
東京都江東区海辺12番10号
破産者　株式会社創伸
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３４５号
東京都江東区千石３丁目５―10―202
破産者　高木　庸一
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３５３号
東京都江戸川区松江２丁目12番23号
破産者　有限会社孝美繊維
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部